

全国洋らん生産者大会

MAFF



花きの振興に関する法律について



平成 27 年 2 月 16 日
花き産業・施設園芸振興室
綱澤 幹夫

が国花き産業をめ る の 化

国産花きの

【極めて多様な品種】

民間や個人育種家を中心とした育種が盛ん。種苗法に基づく出願全体の6割が草花類。さらにその9割が個人・種苗会社。

【多くの新規就農者】

園芸作物は魅力ある分野。新規就農者の83%が野菜・果樹・花きを中心作物として選択。

【世界最高レベルの育種・生産技術】

2012フェンロー国際園芸博覧会で最高得点や金賞を獲得。華道等日本の花文化も高評価。



品種コン で を
賞したシンビジ
最高得点を獲得

国産花きの

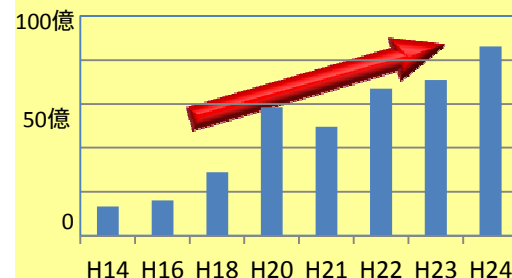
【輸入切り花の増加】

長期的に切り花の輸入が増加傾向。特にカーネーションでは数量で約5割がコロンビアや中国からの輸入。

【海外で認知度向上が必要】

花き輸出はアジア新興国向けを中心に順調に増加傾向にあり、平成24年輸出額は86億円。他方、輸出の歴史は浅いため、海外での認知度向上が必要。

花き輸出額の



【関係者間の連携が必要】

育種家・生産者の技術は高いが、育種家と研究者、産地間等、関係者間には連携不足で、国産花きのPRが不十分。今後は花き業界の関係者の連携が必要。

花き業界が
一致団結

今後の花き業界の

国産シェアの

花き生産 点の
育種期間の大

に らない 生

ネル ーの

ル フ 一苗の大量

生産・

花育やフ ー ン

の 等 要 大

輸出の 大

輸出 点となる施設園芸
地の

産地間連携に る レー

出

花文化と て日本産花
きを

ン

技術の

等 物

の

生産者の 得向上

の 出

地 の 全

花きの振興に関する法律が成立しました

平成26年法律第102号
平成26年6月27日公布
平成26年12月1日施行

花き産業と花きの文化の振興を図るため、平成26年6月20日、第186回通常国会において、議員立法により「花きの振興に関する法律」が成立し、6月27日に公布、12月1日に施行されました。

この法律は、花きの生産者の経営の安定、花きの加工及び流通の高度化、花きの輸出の促進、公共施設及びまちづくりにおける花きの活用等の措置を講じ、もって花き産業の健全な発展と心豊かな国民生活の実現に寄与することを目的としています。



花きの振興に関する法律(平成26年法律第102号)の概要

1. 目的

花き産業の健全な発展と心豊かな国民生活の実現

2. 定義

「花き」：観賞の用に供される植物

「花き産業」：花きの生産、流通、販売又は新品種の育成の事業

3. 基本方針等

- 農林水産大臣は、花き産業及び花き文化の振興に関する基本方針を策定
- 都道府県は、花き産業及び花き文化の振興に関する計画を策定
- 国、地方公共団体、事業者、研究機関等の連携の強化

4. 花き産業に対する施策

- 生産者の経営の安定（6条）
- 生産性及び品質の向上の促進（7条）
- 加工及び流通の高度化（8条）
- 鮮度保持の重要性への留意（9条）
- 輸出の促進（10条）
- 種苗法の特例（13条）
- 研究開発の推進（15条）

5. 花き文化に対する施策

- 公共施設における花きの活用の推進等（16条1項）
- いわゆる「花育」の推進（16条2項）
- 日常生活における花きの活用の推進等（16条3項）

6. その他の施策

- 博覧会の開催等（17条）
- 花き産業及び花き文化の振興に寄与した者の顕彰（18条）
- 振興計画の円滑な実施に向けた国の援助（19条）
- 花き活用推進会議の設置（20条）

目的

第一条 この法律は、花き産業が、農地や農業の担い手の確保を図る上で重要な地位を占めているとともに、その国際競争力の強化が緊要な課題となっていること及び花きに関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透し、国民の心豊かな生活の実現に重要な役割を担っていることに鑑み、花き産業及び花きの文化の振興を図るため、農林水産大臣による基本方針の策定について定めるとともに、花きの生産者の経営の安定、花きの加工及び流通の高度化、花きの輸出の促進、公共施設及びまちづくりにおける花きの活用等の措置を講じ、もって花き産業の健全な発展及び心豊かな国民生活の実現に寄与することを目的とする。

産業と文化の両面からの花きの振興を、法律の目的としています。

定義

第二条 この法律において「花き」とは、観賞の用に供される植物をいう。

2 この法律において「花き産業」とは、花きの生産、流通、販売又は新品種の育成の事業をいう。

「花き」とは、具体的には切り花（ヤシの葉等切り葉、サクラやサカキ等切り枝を含む）、鉢もの（洋ラン類、観葉植物、盆栽等）、花木類（ツツジ等庭木に使われる木本性植物で緑化木を含む）、球根類（食用に供されるものを除く）、花壇用苗もの（パンジー、ペチュニア等）、芝類（造園用等養成されているもの）、地被植物類（ササ、ツタ、ジャノヒゲ等の地面や壁面の被覆に供するもの）のことを言います。

花きの

花きとは、賞の に さ る 物をい。体的には、切り花、もの、花 類、
花 苗もの、 類、地 物類をい。

花きの に いて ている

【 】

賞のために る 物

【なんでも かる花と の 】

賞 物と であり、 は
的から 切り花類、 物類、 花 類、
類、 花 苗物、 、 地 物類
な に 分さ る。

【花 園芸 】大

花 は 賞 に る 物全体を
して り・・・花 は 物に いら、
り る 物や く の 家 け
が る 野草は花 に めない。し
かし、野生 物で さ ていないもので
も、 して 的に く さ るもの
は花 に めている。

【 野草】

野外に 生 る草本、
の 等



【 】

、アカ 、 口
、カ 等



野草 や に
いて な規 はないが、
賞 に てをして
さ ているものは花き
として り とが

花き

【切り花】

カーネーション、
シの 等切り、
等切り

【 もの】

シ ン、ン、
物、
等

【花 苗もの】

ンジー、
ア等

【 類】

園 等 成
さ ているもの

【花 類】

ジ等 に る
本 物で 化 を
ものとして生産
さ ているものを く

【 類】

一、
等 に
さ るもの く

【地 物類】

、 類等地
や の に
るもの

基本方針

第三条 農林水産大臣は、花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針（以下単に「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 花き産業及び花きの文化の振興の意義及び基本的な方向に関する事項

二 花きの需要の長期見通しに即した生産量その他の花き産業の振興の目標に関する事項

三 花き産業の振興のための施策に関する事項

四 花きの文化の振興のための施策に関する事項

五 花きの需要の増進のための施策に関する事項

3 農林水産大臣は、基本方針を定めるに当たって花きの需給事情を把握するため必要があると認めるときは、都道府県知事、花き産業を行う者が組織する団体（以下「花き団体」という。）その他の関係者に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

基本方針

- 4 農林水産大臣は、花きの需給事情、農業事情その他の事情の変動により必要があるときは、基本方針を変更するものとする。
- 5 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 6 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

農林水産省では、これまで「花き産業振興方針」を策定してきたところですが、今後は法律に基づき、「基本方針」を策定することとされました。

基本方

- 花き産業 花きの文化の振興の 基本的な方向に関 する
- 2 花きの 要の長期 的に した生産量その他の花き産業の振興の に関 する
- 花きの 要の長期 的に
- 2 花きの生産の長期 的に
- 3 花き産業の振興のための施 に関 する
- 生産者の への
- 花きの生産基 への
- 2 知的 産の 切な
- 3 に関 する、 する ネル 一の価 への な高 等が 生じた に関 する
- に ける 的な
- 2 生産 品 への向上の
- 3 加 への高度化
- 花きの加 に関 する技術
- 2 等 関係施設の への 化
- 度 への 要 への

基本方

5 輸出の

6 研究 業の 施に関 る基本的な

研究 業の基本的な 方

2 研究 業の に関 る

研究 の

花きの新品種の育成 増 技術の高度化

2 生産 品 の向上

3 品 の

8 地 化に る

花きの文化の振興のための施 に関 る

施設 づくり等に ける花きの

2 花きを した 育 地 に ける花きを した の

3 日 生 に ける花きの の 等

5 花きの 要の増 のための施 に関 る

振興計画

第四条 都道府県は、基本方針に即し、当該都道府県における花き産業及び花きの文化の振興に関する計画（以下「振興計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県は、振興計画を定めるに当たって花きの需給事情を把握するため必要があると認めるときは、花き団体その他の関係者に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

3 都道府県は、振興計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

都道府県は、できる限り生産、流通、販売、文化等地域の花き関係者が一堂に会する地域協議会等を活用し、「振興計画」を策定するよう努めることとされました。

連携の強化

第五条 国は、国、地方公共団体、事業者、大学等の研究機関等が相互に連携を図りながら協力することにより、花き産業及び花きの文化の振興の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

花き産業及び花きの文化の振興のためには、生産、流通、販売、文化等花き関係者や国、地方公共団体等の連携が欠かせないことから、連携の強化が規定されました。

生産者の経営の安定

第六条 国及び地方公共団体は、花きの生産者の経営の安定を図るため、エネルギーの使用の合理化その他の花きの生産基盤の整備、知的財産の適切な保護及び活用、災害による損失、使用するエネルギーの価格の急激な高騰等が発生した場合における合理的な補填その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

燃油価格や資材費の高騰、災害の発生等により、経営が圧迫される事例が見受けられる中、国や地方公共団体による生産者の経営の安定のための支援が規定されました。

花きの コ

- 施設園芸は、コにめるの割が高く、年の価高がを。
- にらない生産がめらる。

経営コストに占める燃料費の割合

農業	ピーマン	32%
	ばら	31%
	マンゴー	44%
漁業	いか釣(沿岸)	33%
他産業	タクシー	7%
	トラック	5%

農業 平成19年度品 産地 きりから農業 にめる割を全
 国平。ンーにいてはきり。
 業 平成20年 業 調から。
 他産業 シー、 にいては 業 にる。



ー ン



加 施設

生産性及び品質の向上の促進

第七条 国及び地方公共団体は、花きの栽培の生産性及び花きの品質の向上（以下「生産性及び品質の向上」という。）を促進するため、花き産業を行う者による生産性及び品質の向上のための取組への支援その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

国産シェアの奪還と輸出拡大に向け、国や地方公共団体による生産性と品質の向上の促進のための支援が規定されました。

加工及び流通の高度化

第八条 国及び地方公共団体は、花きの加工及び流通の高度化を図るため、花きの加工に関する技術開発、卸売市場等流通関係施設の整備及び流通経路の合理化への支援その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

花きは卸売市場経由率が高く、産地から市場、小売店に至るまでのコールドチェーンの整備や流通経路の合理化等が必要であることから、国や地方公共団体による加工及び流通の高度化に向けた支援が規定されました。

鮮度の保持の重要性への留意

第九条 国及び地方公共団体は、前二条の施策を講ずるに当たっては、花きの流通に当たりその鮮度をできる限り保持することの重要性に特に留意するものとする。

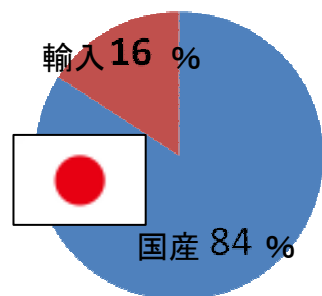
国産花きの強みである日持ち性の向上のためには、産地から小売店に至るまでの流通段階における鮮度保持が特に重要であることから、第九条が設けられました。

花きの輸入

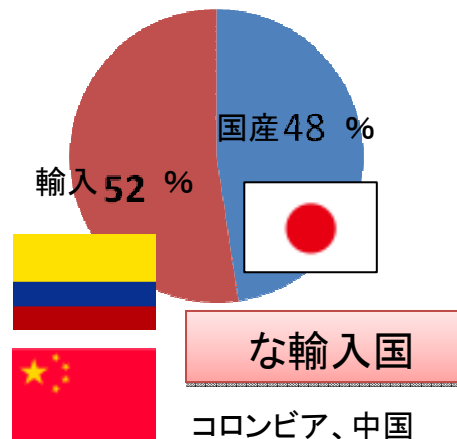
- 花きの輸入は、切り花類が大 を め、関 が さ た 6 年 増加傾向。輸入の な 国は、コロンビア、レーシア、中国。
- 品 としては、日 等品 向上に リカーネーション、 の 増加が 。

カーネーション

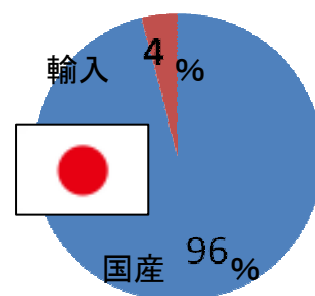
平成14年



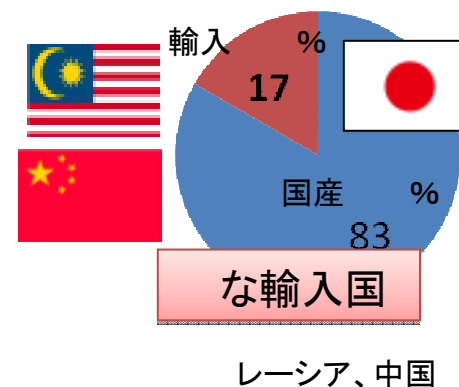
平成24年



平成14年



平成24年



農 産 花き生産出 、 物

国内産及びコロンビア産カーネーションについて①

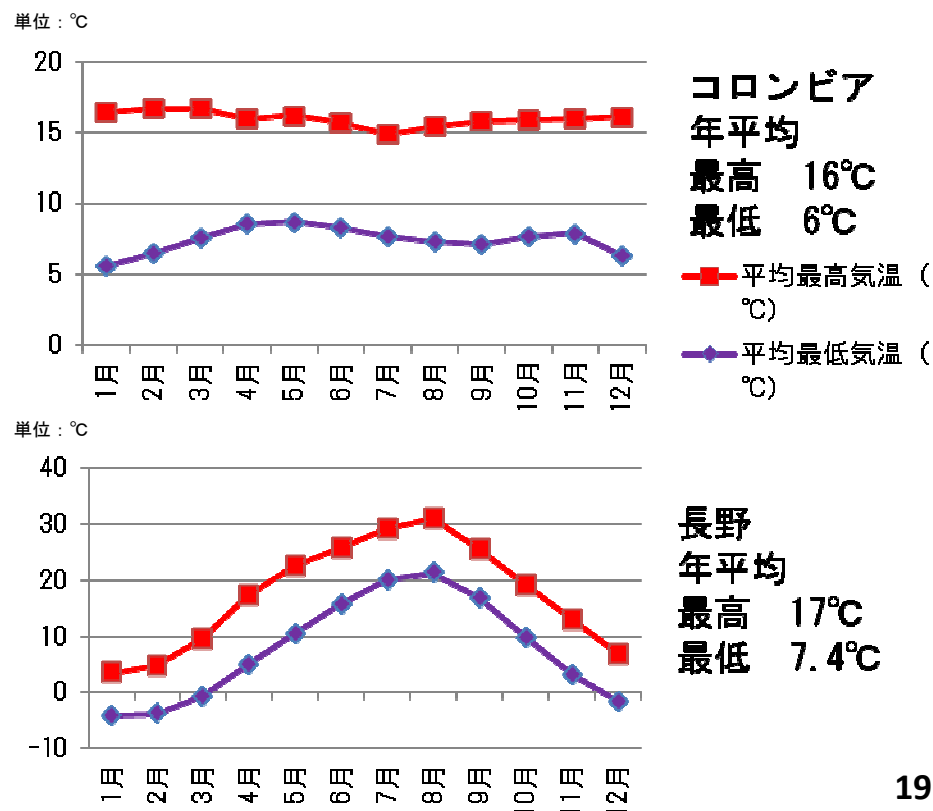
- 年間平均気温は日本とコロンビアでほとんど差はないが、月別で見ると、コロンビアは年間を通じてほぼ一定であり、加温施設等が不要。⇒設備費、光熱費（特に燃油）等が不要。
- コロンビアは四季がないため、生産地が季節で移動することなく、周年で安定供給が可能。また、1日の寒暖の差が大きく、カーネーションの発色や生育には最適。
- コロンビアの花き生産は、一部の富裕層による農地及び付随する福利厚生施設等の整備、アメリカによる転作指導、コロンビア政府の国内治安改善策がうまく合致したことからスタート。

カーネーションの生産概況の対比

日本		コロンビア
378ha	面積	約1,000ha
126億円	産出額	135億円 (対日輸出額49億円)
最高17℃ 最低7.4℃	年間平均気温※	最高16℃ 最低6℃
1,500m前後	標高※	2,600m

※年間平均気温、標高は長野及びボゴタの生産地近辺のもの

平均気温の比較



国内産及びコロンビア産カーネーションについて②

- コロンビアの1本あたりの原価は日本の半分以下（流通経費含まず）。
- 日本では、灰色カビ病は一般的な病害であるが、コロンビアでは気象条件や栽培環境の面から発症リスクが少ない。
- コロンビアは、採花後の温度管理や抗菌剤等の鮮度管理も徹底している。日本では採花後の処理や温度管理等がまだ不十分であり、生産・流通・小売への一体的な対策が必要。

カーネーションのコスト比較

日本（長野）		コロンビア
264千円/年	燃 油	0
パイプハウス 3,711千円	施設費※1 (10aあたり)	木造ホリフィルム 240千円
130千円/月	雇用労賃 1人あたり※2	260ドル/月 (約25千円)
28.7円	1本あたりの 生産コスト	14セント (約13円)
10.4円 (産地→市場)	1本あたりの 輸送コスト	12～15セント (ホゴター→成田)

※1：コロンビアは台風がなく、簡易な施設で充分である。

※2：長野県は最低時間賃金（713円）より計算

ボトリチス菌について

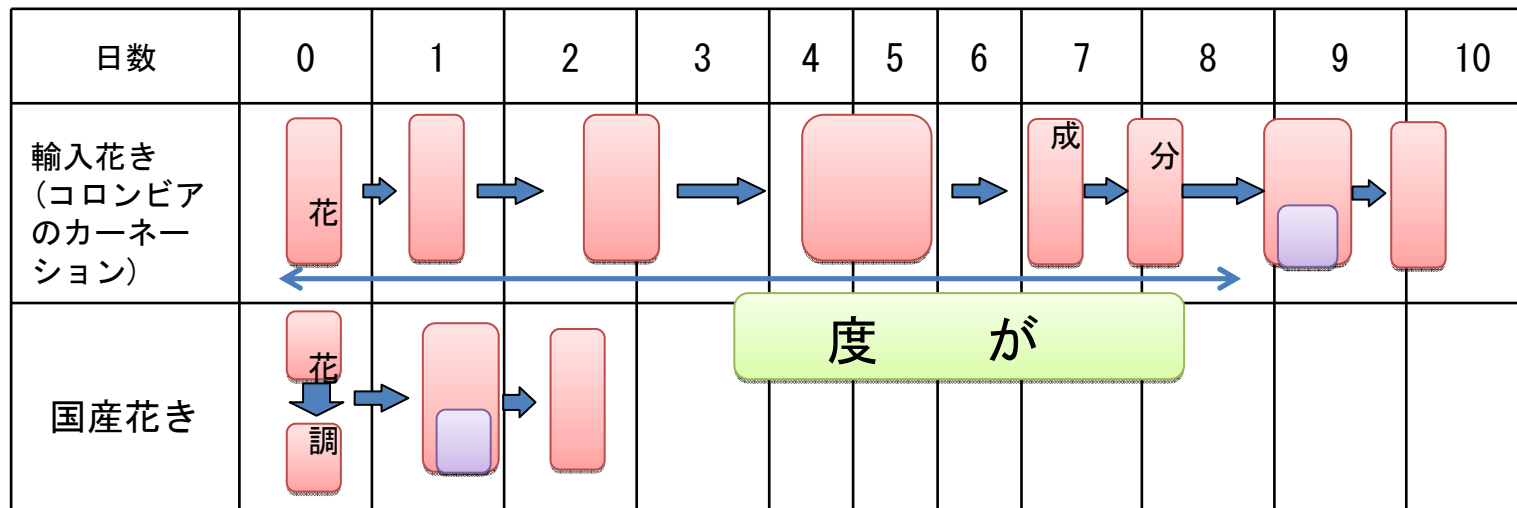
- ボトリチス菌は、花きにとって大敵となるカビの一種で、灰色カビ病の要因となる。
- 日本では一般的な病害であるため、温湿度管理の徹底や農薬の散布が必要。そのためのコストが上乗せされる。

カーネーションの鮮度管理について

- 採花後の選別は、日本では常温で行われるが、コロンビアでは2～3℃の室内で行われ、以後空港までは低温で輸送される。
- また、輸入品は長期輸送が前提のため、抗菌剤や栄養剤等の薬剤の使用等、鮮度管理が徹底している。
- 輸入品は、日本の空港に到着後は、温度管理が寸断されるため、市場、小売店への流通は国産と同じ温度条件となる。

- 輸入花きからシェアを奪還するには、
 - ①温度管理（コールドチェーンの確立）
 - ②衛生管理
 - ③鮮度保持剤の使用等
 を生産・流通・小売各段階で徹底。

○国産花と輸入花の採花から小売店までの期間



温度管理が不徹底

資料：市場関係者からの聞き取り

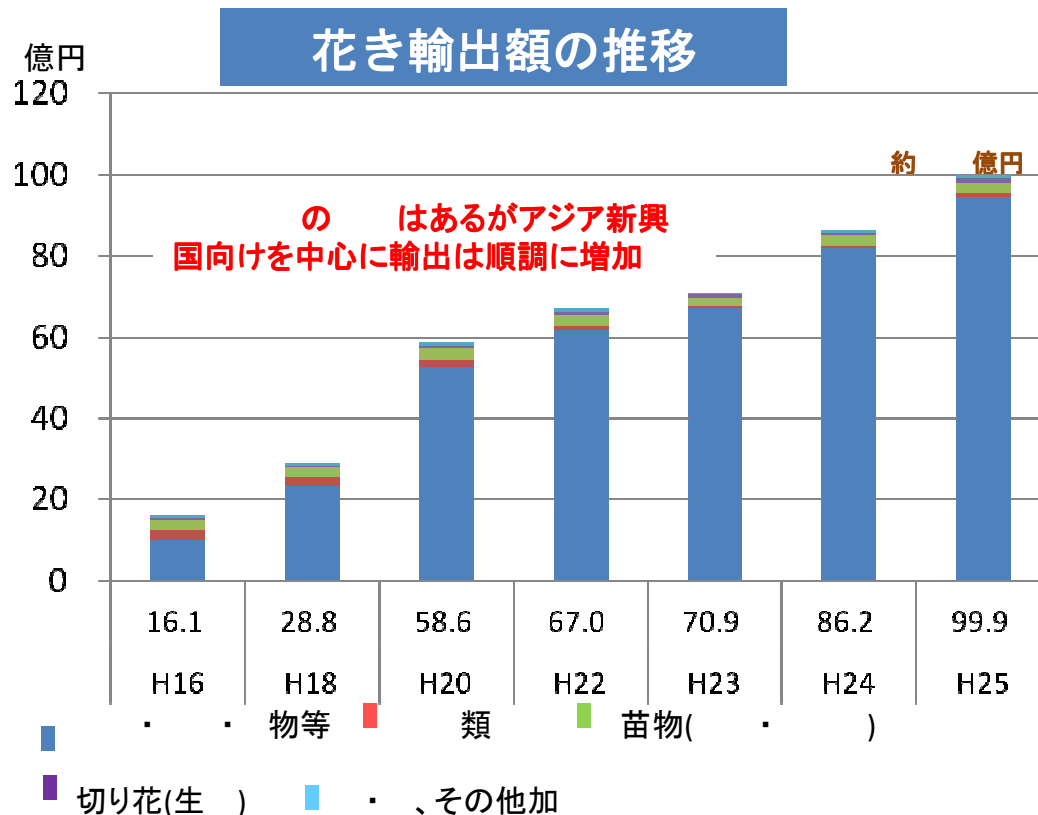
輸出の促進

第十条 国及び地方公共団体は、海外市場の開拓等が国内で生産された花きの需要の増進に資することに鑑み、花きの輸出の促進に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

「花きの輸出戦略」（平成25年8月）の目標である平成32年の輸出額150億円の達成に向け、国や地方公共団体による花きの輸出促進に向けた支援が規定されました。

国産花きの輸出増加

- 国際的に高い評価を得ている我が国の多様で高品質な花きの輸出が増加傾向。
- 特に、経済成長著しいアジア新興国向けが急増し、平成25年の輸出額は約100億円。



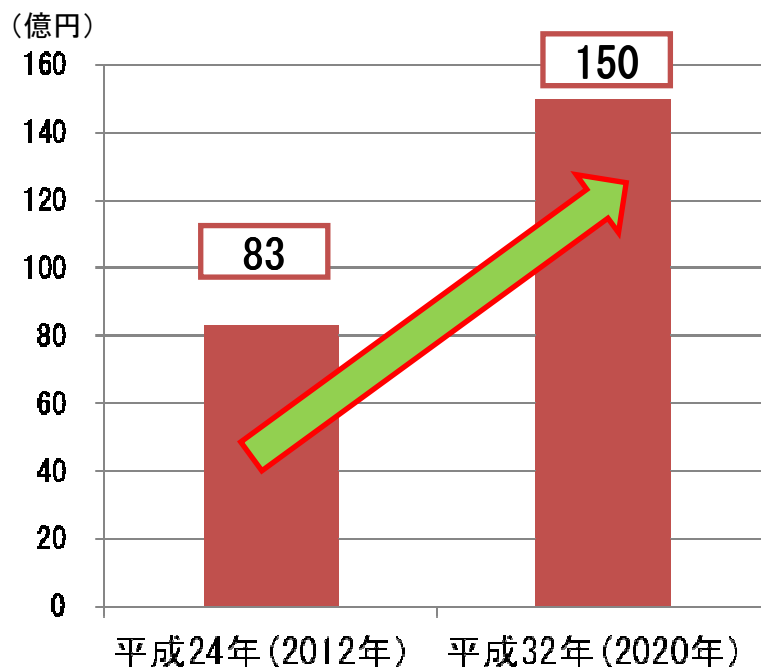
(億円)

輸出上位 5 力国	H23	H24	H25
中国	9.1	18.1	34.0
ベトナム	28.1	43.2	30.6
香港	22.1	11.8	20.5
台湾	1.0	2.2	7.0
イタリア	2.8	2.9	2.0

花きの輸出

- 「所得倍増」実現に向けた第一歩として、輸出拡大による新たな販路の開拓が必要。
- 昨年8月に「花きの輸出戦略」を策定、平成32年に植木・盆栽・鉢物・切り花で輸出150億円を目指

花きの、鉢物・切り花の輸出額



輸出拡大向けパンフレットを作成して国産花きを発信

品目	輸出重点国
植木・盆栽	EU、中国
鉢物	シンガポール、中国、香港
切り花	米国、香港、シンガポール、カナダ、EU、ロシア

輸出 国 アの



- ロビ の シ が切り花の 大生
産地。
- シ 、 等の 本に る 200
300haの生産者が し、大規 な施設園芸を 。
- 価な人 ・ を に、切り花産業は 成長
を る。



ナイバシャ湖周辺のPand Flowersは200ha、従業員800名、
台風がないため簡易な資材費(10aあたり100万円程度)

輸出 国 アの



- 輸出に、り ン等の 本に り、極めて 的に
輸出に、り んでいる 95%は輸出向け。

産地で完結した取組



女性がほとんど

生産者自ら海外マーケティング、
顧客ニーズに合わせた加工（花
色・規格）、パッキング

社会環境に配慮した取組



ナイバシャ湖
の水問題対策

巨大な雨水貯水
池で湖水利用を
抑制



自社で益虫を培養
農薬使用を抑制

多くの生産
者がMPS
に加え独自
認証を取得



フェアトレードによる価格上乗せ分で
職業訓練やクリニック経営等を実施

輸出 国 アの



- 国を での ローション、産地で した 等、
が国が アから き点も多い。

オールケニアでプロモーション

コールドチェーンの整備



産地の保冷库



生産者の保冷トラック



ナイロビ空港隣接の検疫所の保冷库



ケニア共通ブランド

ケニア政府も支援



プロモーション
マーケティング等

駐日ケニア大使館
切り花をHPで宣伝



輸出 点国の

ロシア



- の切り花 規 は2 億円。 では7割
を が める。 輸入に ロシアの輸入額は
世界 6 。
- 花を る文化がし かりと いて り、 が国
にと て魅力的な 。
- レン ンや国際 人 — 3月、新 年の —
9月 を中心に切り花 が多い。
- 中の る に花 が 。



花市場



百貨店の高級花店



24時間営業スタンド

輸出 点国の



- アジアの物 点として、極めて 要な 物・切り花の輸出 。 カ のカジ の も多い。
- や レン ン ーを中心に、 や 等の の いとさ る な いの花の 要が る。 ショ ン ールや ル、 等での 要も多い。
- 多様で な いの日本産の認知度向上が 。



いを る花 と な花



ルのロビー



ショ ン ール
関

産地間連携に 日本産花きと花文化を世界 輸出

花き文化の成長を促す新たな要が、
新たな市場を拓く



北海道

北海道



山形県



新潟県



長野県

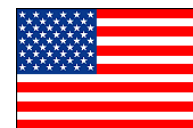
高知県

高知県



山口県

今後海外市場を、
新たな市場を拓く



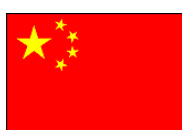
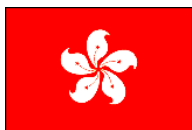
太平洋を、大



必要な

海外の花文化と等
て日本産花きを

長 輸 に る品 技
術の向上 ン 技術の 等 物
の 海外からの 一の



成長 しいアジア新興国
・シン ール・中国



研究開発事業計画の認定

第十一条 研究開発事業（花きの新品種の育成及び増殖技術の高度化に関する研究開発を行う事業であって、我が国の花き産業の国際競争力の強化に特に資するものをいう。以下同じ。）を行おうとする者（研究開発事業を行う法人を設立しようとする者を含む。）は、研究開発事業に関する計画（以下「研究開発事業計画」という。）を作成し、農林水産省令で定めるところにより、これを農林水産大臣に提出して、その研究開発事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 研究開発事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 研究開発事業の目標
- 二 研究開発事業の内容及び実施期間
- 三 研究開発事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

研究開発事業計画の認定

3 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その研究開発事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号及び第二号に掲げる事項が基本方針に照らし適切なものであること。

二 前項第二号及び第三号に掲げる事項が研究開発事業を確実に遂行するため適切なものであること。

第十三条で規定する種苗法の特例の適用を受けるには、研究開発事業計画を作成し、農林水産大臣の認定を受ける必要があります。

花きの育種・品種

- 種苗法に基づく品種 出願の 、草花類は6割。
その 9割は、個人や種苗会社から出願する。
- 他方、花きには さ や く、品種 が 新
さ り さ る品種も多い。

出願品種に める草花類の割 等				
全品	草花類	個人・種苗会社からの出願		③/②
2	1 1 2	16 67	62	

品種	後 新等さ	り さ た品種数
全品	草花類	②/①
1 12	26	6



研究開発事業計画の変更等

第十二条 前条第一項の認定を受けた者（その者の設立に係る同項の法人を含む。以下「認定研究開発事業者」という。）は、当該認定に係る研究開発事業計画を変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の認定を受けなければならない。

2 農林水産大臣は、認定研究開発事業者が前条第一項の認定に係る研究開発事業計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定研究開発事業計画」という。）に従って研究開発事業を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

種苗法の特例

第十三条 農林水産大臣は、認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係る出願品種（種苗法（平成十年法律第八十三号）第四条第一項に規定する出願品種をいい、当該認定研究開発事業計画における研究開発事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に品種登録出願されたものに限る。以下この項において同じ。）に関する品種登録出願について、その出願者が次に掲げる者であって当該研究開発事業を行う認定研究開発事業者であるときは、政令で定めるところにより、同法第六条第一項の規定により納付すべき出願料を軽減し、又は免除することができる。

一 その出願品種の育成（種苗法第三条第一項に規定する育成をいう。次項第一号において同じ。）をした者

二 その出願品種が種苗法第八条第一項に規定する従業者等（次項第二号において単に「従業者等」という。）が育成した同条第一項に規定する職務育成品種（同号において単に「職務育成品種」という。）であって、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ同項に規定する使用者等（以下この条において単に「使用者等」という。）が品種登録出願をすることが定められている場合において、その品種登録出願をした使用者等

種苗法の特例

2 農林水産大臣は、認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係る登録品種（種苗法第二十条第一項に規定する登録品種をいい、当該認定研究開発事業計画における研究開発事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に品種登録出願されたものに限る。以下この項において同じ。）について、同法第四十五条第一項の規定による第一年から第六年までの各年分の登録料を納付すべき者が次に掲げる者であって当該研究開発事業を行う認定研究開発事業者であるときは、政令で定めるところにより、登録料を軽減し、又は免除することができる。

種苗法の特例

- 一 その登録品種の育成をした者
- 二 その登録品種が従業者等が育成した職務育成品種であって、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等が品種登録出願をすること又は従業者等がした品種登録出願の出願者の名義を使用者等に変更することが定められている場合において、その品種登録出願をした使用者等又はその従業者等がした品種登録出願の出願者の名義の変更を受けた使用者等

国産シェアの奪還と輸出拡大に向け、品種開発を加速化させる必要があることから、国際競争力の強化に資する品種開発及び増殖技術の高度化に取り組む者に対し、品種登録の出願料及び登録料を減免する種苗法の特例が規定されました。

種苗法の特

種苗法特 の

体的な

農産大の認をけた研究業の成果として
育成された品種に種苗法の特を。体的には、**や高**
、日を**る等、国際****力の化に****る新品種**
の育成にし、**出願****6年**を**分の3**。

種苗法の特

分		特
出願	47,200円	11,800円
1 3年	6,000円/年	1,500円/年
4 6年	9,000円/年	2,250円/年
7 9年	18,000円/年	
10 30年	36,000円/年	

種苗法特 の の育成 ージ

となる新品種



か に る
を、の高・多 化
でも輸出 となる ー
一の新品種



高 を、の
要期に た
が となる の新品種

報告の徴収

第十四条 農林水産大臣は、認定研究開発事業者に対し、認定研究開発事業計画の実施状況について報告を求めることができる。

研究開発の推進等

第十五条 国及び地方公共団体は、花きの新品種の育成及び増殖技術の高度化に関する研究開発、生産性及び品質の向上に関する研究開発、花きの品質を保持しつつ流通させるために必要な資材の開発その他花き産業の振興のために必要な研究開発（以下この条において単に「研究開発」という。）の推進及びその成果の普及並びに研究開発を行う者への支援に努めるものとする。

国産シェアの奪還や輸出の拡大に向けた新品種の育成、国産花きの強みを活かす日持ち性の向上等のため、国や地方公共団体による研究開発の推進のための支援が規定されました。

花きの研究

ン 化等の

民間会社等にける ジル品種の 等にる
ン 化、 化

- ・海外でした き ンジーを
- ・世界の い を



き ンジー



い

コ ・ ネル ― 技術

ルコ ョ の コ 生産技術

量を約 % 、生産コ 1 円 本

日 後の加 、 にる花きの ネル ― 生産技術

- ・日 後加 に り
花を し、 量
を約 %
- ・日 後 に り、
1作あたりの 期間が
7 1 日



日 後3 間
加 ・
ると成長が

農業新技術2012、農研 花き研究 研究成果

日 向上のための技術

- 品 の
・生産、 者の
り日 日数が 割 度 長
- 日 の い品種の
・ 品種に 日 日数が
約 のカーネーションの新品種
ルルージ
ルシンフ ―
の



ルルージ 中 は18日間花が

平成23年度花き日

業、農研 花き研究 作成研究成果

向上のための技術

- 品種の ・育成
・高 に多 る
にし を して
る に
を カーネーションの
新品種 花 ルージ の



- ・ 個体を選 る 一カーの に り、育種期間
を 。

に さ ても
花 ルージ 中 は 全

農研 花き研究 作成研究成果

花きの文化の振興

第十六条 国及び地方公共団体は、公共施設及びまちづくりにおける花きの活用に努めるとともに、社会福祉施設その他花きの人を癒す効用が十分に発揮できる施設における花きの活用の促進に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童、生徒等に対する花きを活用した教育及び地域における花きを活用した取組の推進を図るため必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

3 前二項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、花きの文化の振興を図るため、日常生活における花きの活用の促進、花きに関する伝統の継承、花きの新たな文化の創出等に対する支援、花きに関する知識等の普及その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

我が国は極めて豊かな花きの文化を育んできましたが、ライフスタイルの変化や若年層の花き離れ等により、近年日常生活において花きに触れる機会が減少しています。このため、国や地方公共団体による、公共施設や社会福祉施設等における花きの活用の推進や花育の実施、生け花や盆栽等花きに関する伝統の継承等、フラワーアレンジメントや新しい物日の普及等花きの新たな文化の創出等、花きの文化の振興に向けた支援が規定されました。

花きの文化の振興

施設や づくりに
ける花きの

フ
間

フ 等の室 化
や を 化
花と りの づくり



花きの の

社会 施設等に ける やし 果の



花きの を るために
作成さ た ーフレ 大



花きの文化の振興

育 地 に ける花きの

地 に ける花育 を
フ ーフェ ルの



育
関

地
コ

—

花きの文化の振興

花きに関するの



生け花



花きの新たな文化の出

フーアレンジ

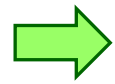


新しい物日



ン ・ ン に向けた Road to Tokyo Olympic and Paralympic by Flower

- 日本人は、元来、花を飾り、楽しむ花文化を持っている
- 日本の花は、多様な品種と、世界でも最高水準の品質



このことを定着させるため、開催までの6年間、以下のような取組を推進し、オリンピック・パラリンピック開催年には日本全国津々浦々、花と緑があふれる風景を実現

①おもてなしの花



関係省庁と連携

空 港：成田、羽田、中部など到着口、発着カウンター、待合室に花を展示

駅：東京、名古屋、大阪はもちろん、浅草、京都等観光地の改札口、ホーム、待合室に花を展示

市街地：花育活動と連携した公共施設や学校での花壇作り

②ビクトリーブーケの開発



選手の栄光を讃え、国産花きの素晴らしさを全世界にアピールするビクトリーブーケを企画・開発

（品目・品種・産地の選定（被災地で栽培された花きの使用も一案）、デザイン等）



③真夏でも安定した供給体制の構築

大会で使用される緑化・装飾用の花きが安定して供給できるよう、計画的に生産・出荷できる産地の育成、コールドチェーンの整備、切り花の日持ち性向上技術を確立
（1964年は10月開催、2020年は7～9月の真夏の開催）

オリンピック・パラリンピック会場等での花の活用



選手村の食堂を花で飾って
癒やしを



選手には、ビクトリーブーケ、
表彰台の下には花を！



日本らしさを出した
ビクトリーブーケの開発



選手村のビクトリーパークも
花でいっぱいに



マラソンの沿道も花で応援



選手をおもてなしの花でお出迎え

博覧会の開催等

第十七条 国及び地方公共団体は、花き産業及び花きの文化の振興を図るため、花きの博覧会、展覧会、展示会、品評会その他これらに類するものの開催若しくは開催への支援又はこれらへの参加への支援に努めるものとする。

花きの輸出拡大や国内需要の拡大、花きの文化の振興を図るため、国や地方公共団体による博覧会の開催等に対する支援が規定されました。

2016年 ルコ・アンタル 国際園芸博覧会

- 2016年 28 月 月、ルコのアンタルにて、国際園芸博覧会が
- 農産物は関係との調等、出に向けたを。

【アンタル 国際園芸博覧会 要】

EXPO2016 ANTALYA

ー 世のためののある生
会 期 2016年4月23日 10月30日
ルコでの国際園芸博覧会の は



【アンタル 要】ルコ アンタル の。
地中海に し、に 切り た海 を
。人 約80 人。 にアンタル 国際
がある。 でも かい地中海 。



【 が国の国際園芸博覧会 加 】

96 年に アンタルにて の博覧会
98 年 ー
が国 加

99 年 大
992年 アンタル
993年 シ
999年 中国・

2002年 アンタルレニア
2003年 ロ
2006年 エン
2007年 アンタルフェンロー

2016年 ルコ・アンタル

出 に関心がある方は、 や出 調 等の を める とが必要

顕彰

第十八条 国及び地方公共団体は、花き産業及び花きの文化の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

国の援助

第十九条 国は、地方公共団体が振興計画に定められた施策を実施しようとするときは、当該施策が円滑に実施されるよう、必要な情報の提供、助言、財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

法律の各条項に規定した施策の実現に向けては、国の予算措置等が不可欠であることから、国の援助を規定しました。

農林水産省では、法律の理念を具体化すべく、平成26年度より「国産花きイノベーション推進事業」を開始したところです。

花き活用推進会議

第二十条 政府は、関係行政機関（文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省その他の関係行政機関をいう。）相互の調整を行うことにより、花きの活用の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、花き活用推進会議を設けるものとする。

公共施設における花きの活用や教育との連携、農商工連携、花きを活用した街づくり等により、関係行政機関が連携して花きの活用を推進していくため、農林水産省が事務局を務め、他府省が構成員となる「花き活用推進会議」が規定されました。

罰則

第二十一条 第十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

「花きの振興に関する法律の施行期日を定める政令」により、法律の施行日は平成26年12月1日となりました。

附帯決議

我が国の花き産業は、農地や農業の担い手の確保を図る上で重要な地位を占めているとともに、その国際競争力の強化が緊要な課題となっている。また、花きに関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透し、国民の心豊かな生活の実現に重要な役割を担っている。

よって政府は、「花きの振興に関する法律」の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

一 花き産業及び花きの文化の振興に向けた取組については、国、地方公共団体、関係者等が緊密に連携し、一体となって進めることができるよう、法第四条に基づく振興計画が全ての都道府県において定められるよう促すとともに、市町村においても、法の趣旨を踏まえ、都道府県の振興計画に即して花き振興に積極的に取り組むことができるよう、必要な措置を講ずること。

二 「花き」とは、観賞の用に供される植物全体を指すものであり、具体的には、切り花、球根、花木類、盆栽等の鉢物、芝類、地被植物類をいうことを明確に示した上で、それぞれの特性に応じたきめ細かい振興策を講ずること。

三 花きの輸出の促進に当たっては、諸外国の植物検疫制度を調査し、事業者等に対し、輸出の円滑化に資する情報提供を行うとともに、花きに係る検疫条件について、我が国と諸外国との間で科学的根拠に基づき検疫協議が進められるよう、関係省庁とも連携して、必要な措置を講ずること。

第186回通常国会の衆・参議院農林水産委員会において「花きの振興に関する法律案」の審議が行われた際、上記附帯決議がなされました。

農林水産省としては、その趣旨を十分に尊重し、関係省庁との連携を図りつつ、最善の努力をしていく所存です。

26国産花き ベーシヨン 業の 5億円

本 業に り、全国 道 で、花き業界関係者が 体とな た 会設 。
 全国で関係者の連携、物 化、フ ーコン 、花育 等を 施。
 花き振興法とともに国 花き産業の 化を 。

国産花き ベーシヨン 業

花き関係者の連携

- 花き振興方 等の
 - ・ 花き業界関係者が 体とな た 会に いて、地 の花き振興 等に いて 道
- 技術 会の
 - ・ レー出 等、産地間連携を る ため、他 産地の生産者等との技術 会を 海道、 等
- 生産技術 アルの作成
 - ・ 他 産地との レー出 を にあたり、品 向上・ 化を るため生産技術 アルを作成 海道、長 等

2 国産花きの を か 生産・ 体 の 化

- 日 向上 の 全国 業
 - ・ 切り花の日 を向上さ るための 花 後の 方法、出 方法、日 等の 全国35産地・ 30社 上 加
- 物 化の ・
 - ・ 規 の出 の 作・ の ． 、 長 等
- 園芸 ルシ の ・
 - ・ の ・ 新 ルシ の ・ 物 の ルシ の ・

3 国産花きの 要 大

- フ ーコン 、 会等の
 - ・ 大 業施設での花の 、アレンジ コン 等の
 - ・ ー ル エアフェ ルでの ー ル 花の ・PR
 - ・ エ ン ー ンコン
- 施設等での花育体
 - ・ 中 等でのフ ーアレンジ ン 室、 室 、 知 、 等
 - ・ 特 人 ー でのフ ーアレ ンジ ン 室 等
- 花文化と た国産花きの
 - ・ フ ン で る に いて、 産花きを た 華道 作品を ・PR

27 国産花き ベーシヨン 業

27年度
532 26年度 5

額
円

国産花きのシェア と輸出 大を るため、花き業界関係者が 体とな た生産・ 体 の 化と 要 大に
向けた に いて、 での ーに加 、産地と加 業者、 関係者等の連携に る花 等の加
の高度化に向けた や花きの に ながる新たな花文化を 出 る全国的な 等に る
を。

花き関係者の連携 の

・花きの振興に関 る法 に基づき農 産 が る基本方
に した 道 に ける花き産業 花き文化の振興に
関 る 振興 の に要 る 等を 。

2 国産花きの を か 生産・ 体 の 化

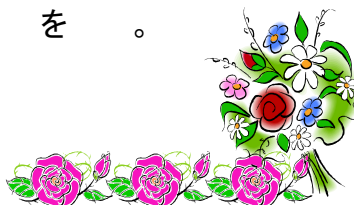
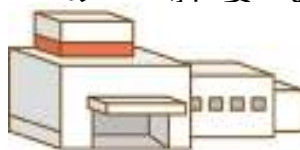
・国産花きの を か 生産 体 の 化に向けて、産地と
加 業者、 関係者等の連携に る加 の高度化を
るため、花 ・ ー 等の加 技術の向上、コール
エーン等 度 体 の 等の に る を 地
業の ー 。

連携に る花き加 の

・生産者、 会社、 業者、加 業者、 業者等からなる
を た 会等に る を 。

・ の高度化や 度 のため、生産から での輸 や
施設の ー 等に る加 点の 、 に ける や
類、 カー 等 化に要 る を 。

・花 や ー フ ー等の加 技術の向上、 化に要 る
設 や、出 の 等に要 る を 。

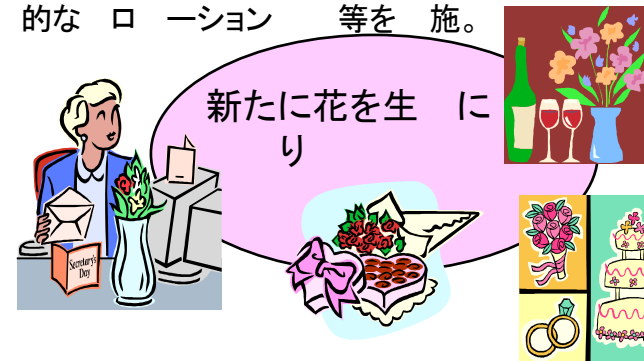


3 国産花きの 要 大

・国産花きの 要 大に向けて、地 に けるフ
ーコン や花育 等の に加 、全国
体等が 体とな た花きの 増 に ながる
新たな花文化を 出 る 等に る を
全国 業の ー 。

くらしに花を り入 る新 要の 出

花き業界関係者と 業種 品、 、ン ア等
との連携に り、日 生 に ける花きの 増 に
ながる、新たな花文化を 出 るための 、全国
的な ロ ーシヨン 等を 施。



生け花等 文化の のための

生け花文化の 生け花 花 の
のため、生け花界 生け花 花 の生
産、 、 関係者等に るネ ー
成等を 。



ン ・ ン フ ー

22年 平成 2年 ン ・ ン 大会が さ る は国産花きの出 りが る
ため、会 外の 化・ に大量に さ る花と が不足しない 、大会 に向けて国産花き
を 的に生産・ できる体 を る とが必要。

た、大会では、海外からの 様を花と で もてなしを るとともに、今後の輸出を 要 大に
るため、日本らしい の花 い るビ ー ー 等を て、国産花きの らしさを国
外にア ール る とが必要。

業 要

会の

・国産花きの出 りが る の大会に向けて 的に
るために必要な に いて、 の 産、生産関係者、
関係者、 研究 関等の花き業界関係者が に会した
会の 等の を る。

- ・ 出 産地に ける生産 の
- ・ が さ る品 の選
- ・ 品 の必要量の や 期の
- ・ ビ ー ー の大会会 での輸 法、 技術 等



の国産花きを 的に生産・ できる
体 づくりを



体的

- ・ 大会の 施に た生産・出 期の調 、品
の 生産・ アルの作成 等

果

大会のシ レーションを 施

体的

- ・ 花きやビ ー ー の輸 法、 での
技術 方法な の を



果

国 外 の国産花きの魅力の ン ・ ン に る 要・輸出 大、
の 成



2 6年 平成28年 月 月、ルコにてアン ル 国際園芸博覧会が さ
る。 が国が世界に る花きや果 、野菜等園芸作物や、農業 等の輸出 大に向
け、ルコは中 の としての 割が期 さ るため、 が国は出 に向け 中。

ルコ・アン ル 国際園芸博覧会 出 業に り、 の 年度である平成2
年度に出 業 の ・作成等、平成28年度に 会 の ・ 等を 。

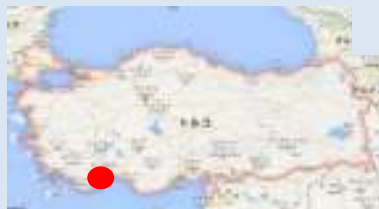
EXPO2016 ANTALYA

一 花と - 世 のための かな らし-()
的 の向上、 の と の

コ農業・ 農業の 要 の 調
地 化に る ネル ー の振興
農業と にかかる 的 施設の設

合 期 2016年4月22日 10月20日

【アン ル 要】ルコ アン ル の 。地中海に
し、に 切り た海 を 。人 約80
人。 でも かい地中海 。



博覧会
会 ージ

【 が国の国際園芸博覧会 加 】

96 年に ン にて最 の博覧会
98 年 ・ ール が国 加
99 年 大
992年 ン ・ ー ア
993年 ・シ ル
999年 中国・
2 2年 ン ・ ールレ ーア
2 3年 ・ロ
2 6年 ・ エン
2 2年 ン ・フェンロー

2 6年 ルコ・アン ル
が国は 年全ての国際園芸博覧会に 出

【2 年度】

・ 出 業 の ・作成、出 ー の設 ・施 、出 物の調 ・調 、 等

【28年度】

・ 会 の ・ 、品種コン の 、 会 の 、 等



ご清聴ありがとうございました

お問い合わせ先：

生産局 花き産業・施設園芸振興室（０３－６７３８－６１６２）